

2011年11月11日 建設委員会

「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関する市民による「対話の場」の設置について」
議事メモ

■出席者

- ・紹介議員
日向議員（筆頭 生活者ネット）、立花議員（公明党）、
木村議員（共産党）、村松議員（虹と光）、坂井議員（みんなの党）
- ・建設委員
橋本委員（虹と光）、細谷委員（共産）、虻川委員（公明）
永田委員（政和会）、吉池副委員長（みんなの党）、石毛委員長（フォーラム小平）
- ・市職員
小平都市開発部 山下部長、首藤参事

■議事作成者 都道小平338計画を考える会 神尾
（市発行の公式の議事録ではありません）

■日時・場所

2011年11月11日（金） 9:00 - 12:00

■内容

1) 「対話の場」請願について紹介議員説明

都開催の説明会、市主催の懇談会では、市民が意見を述べる機会があっても反映されないという課題がある。
市民同士で道路に関して特化してまちづくりについて、話し合いを持ちたいという趣旨
対話の場において、市には周知や広報など事務局的な機能を果たしてもらいたい。
国交省の構想段階の **Public Involvement** や他の自治体で行われた市民参加の実例などを紹介

2) 建設委員会からの質問（質問 ・ : 建設委員、 回答 → : 筆頭紹介議員）

- ・スケジュールは？
→都の都市計画審議会への小平市長意見に反映させたい。
- ・請願者の都道小平338号線計画を考える会とはどういう会か？
→計画の周知の活動をしている。
- ・考える会として意見の集約は出来ているのか？
→多種多様な考え方の人がいて、完全には出来ていないとおもわれる。
- ・多様な意見をすいあげ、行政に対して、提言をまとめられるのか？
→難しいことと認識しているが、請願者は覚悟を持って提出してきている。
準備委員会による準備期間が必要かもしれない。
- ・計画が変わることで地権者の資産価値が変化してしまうことについてはどう考えているのか？
→対話の場の中で議論を深めて行きたい。
- ・反対意見の人、賛成意見の人 お互いで意見を出し合って意見が変わるのか？
→1本にまとめられることが重要であるが、そうでない部分は両論併記となる。
- ・提言 重みがありすぎる。

- ・小平市・東京都が情報を流している市民の周知不十分ではない。
インターネットで多くの情報が入手できる。
- ・計画を知らない人が数多くいるか？ 移り住んで来た人は、重要事項説明で聞いているはずだ。
→ 請願者が活動を通じて感じていること、知らない人が多いと考えている。
- ・公平性を担保できるか？
→ 必要ないと考える人が多く集まりやすくなる、そうでない意見を持っている人に取材に行く。
参考人として、召集するなどのやり方を考えている。
- ・募集方法は？
→ 公募を考えているが、無作為抽出などの方法もある。

3) 小平市都市開発部からの都市計画道路、請願について説明

- ・都市の骨格、安心して快適な都市活動
人とモノの円滑の移動、避難・救援通路及び延焼防止のため防災空間、都市の骨格を形成する、緑の環境軸や日照の確保、景観の形成機能などを有する。
- ・東京都と 28 市町でつくった、多摩地域における第三次事業化計画、多摩南北主要 5 路線
- ・小平市の都市計画マスタープランで優先路線 町田から東村山久米川までぬける府中所沢鎌倉街道線の一部
- ・この地域の人とモノの移動の円滑化、周辺道路の渋滞緩和、生活道路への流入の防止などの効果がある。
- ・都市計画法の所定の手続きに基づいて実施している。
都市計画案について意見を募集している。環境影響評価案、いずれも問題ないという報告になっている。
市は、意見があれば都に伝える。都には今後も丁寧な説明を御願います。
- ・市が市民の意見を伺うが、「対話の場」を開く、法的な根拠がない。
- ・どんな意見が出てくるかわからないのに、小平市が責任をもって小平市民の提言として東京都に提出し、広く市民にしらせることはできない。
- ・法令に基づき市民参加でつくられた都市計画マスタープランに、どのような意見がだされるか
内容が定まらないものについて、市が責任をもって今後のまちづくりに活かすことは出来ない。

4) 建設委員（市議）から行政側（都市開発部）への質疑（質問 ・ : 建設委員、回答 → : 市職員）

- ・この請願内容そのままでは、難しいかとおもうが、情報はあふれているが知ろうとおもわない人には渡らない。
形をかえて、小平市として、懇談会の形で行うことは出来ないか？
小平市と市民が懇談をして、提言ではなく記録として都にだすことは出来ないか？
→ 都が行うべきこと、必要があれば市民へ説明することが出来る。
- ・都が言っている H24 年度（2012 度）の都市計画決定とはいつなのか？
→ 他の市の例では説明会后、半年以内には、計画決定されることはないが、正確には現時点では不明である。
- ・都市計画マスタープランはパブコメをしていないのでは？
→ 自治基本条例の前なので、パブコメをやっていない。
(作成者注：現実にはパブコメを実施して市の HP に公開されている)
- ・双方向的な意見交換が足りないということだ。
問題意識のある市民以外の意識のない人はみない。なぜ地図を市報にのせてアナウンスしないのか？
→ 338 のみに特化しては、市報に載せていない。
市は都市計画マスタープランにしたがって都市計画をすすめている。
- ・市長が、2009 年 10 月 1 日「市報こだいら」に、「338 計画を推進する」という話を市報にのせた。
(作成者注：現実には、2010 年 10 月 1 日の市報こだいらの 1 面に掲載)

庁議で議論をしたのか？

→ 338に限定して、庁議で議論をしたことはない。

→ 市長が変わってから、都市計画道路の概要の説明・質疑はやっている。

是非を問うという形ではやっていない。

・都と市と市民の関係

小平市の意見を都にあげるとき、市民の意見を聞かないといけないことになっている。

→市の2010年8月懇談会、2011年10月の都の説明会にも出席していたが、それらを参考にして市としての意見はつくる。

・これまでの説明会、懇談会 双方向の議論になっていない。

交通量9万台/年の予測が、8万2千台/年になっていること小平市は検証したのか？

玉川上水の法面の乾燥は問題ないのか？ 検証はしたのか？

小平市として、都市計画道路が、市民にとってどうなのか？環境にとってどんな影響があるのか？

検証をして、小平市として338道路をつくるべきだと判断すべき。

→事業者である東京都が説明をおこなうというのが、原則である。

・小平市の職員。小平市の市民の生活を維持・向上する責任がある。

宣誓して小平市の職員になったはず。責任を果たしてください。

・過去の都との協議は、どんな経緯で実施したか？

→行政連絡会 H19-H20についてと推察するが、史跡玉川上水をまたぐことについて、市と都で協議した経緯がある。

2年間の間、プラス面、マイナス面の検討について検討した。東京都から小平市に申し入れがあり実施した。

・都に対して議論をして、市民が向き合う機会があった。市と都が協議できる機会はあるということだ。

→東京都と市民がやるべきである。

・法令に従ってと説明があった構想段階のPI方式はどんな場合で出来るか？

→国交省がPI方式のマニュアルをつくってきた。構想段階では有効なのか、外環道など。

国分寺、東村山での整備状況を考えると、338号線については、状況は異なる。

・都市計画道路が、見直し・変更された事例はあるか？

→全国的に見るとある。東京都においても第三次事業化計画で変更・廃止をした例はある。

・現在住んでいる人はどの年代に入植したか？

→細かくは把握していない。S37から計画予定地に家はあったが、いまほど家は建っていなかった。

・自治基本条例に、市民の参加の機会がある、市民は意見を聞いてもらいたいとなる。

東京の福祉の観点から進め方について、見直し必要と考える。

・都市計画が変更になると、予定の地権者にどんな影響を与えるか？

→街路がかかる場合は、地上は2階建ての木造・鉄骨、一定の制限がかけられる。

都市計画が変更になる場合は、街路計画がなくなれば影響がなくなる。

・地権者にどんな影響があるのか？

→ 建築制限あった。2階建てまででとりこわしやすい構造など、街路計画がなくなれば制限なくなる。

・S37当初 宅建業法は現在の状態になっていたのか？ 重要事項の説明不十分だったのではないか？

一応説明をうけたがすり抜けた場合があると推測する。

→宅建業法の正確な時期はわからない。

・なんらかの形での実施をしてもらいたい。

→説明をすることはやぶさかではない。

・事業者ではないと言われていますが、影響を受けるのは市民、役所としての責任、重要である。

環境影響評価では数値的にあらわしていない部分、たとえば、お年寄りが道路をわたる時間など、評価できない。市としてなにか動けるといことは出来ないのか？

→国、東京都の観点ですすめていくもの。この道路は都の道路、一意的には都が責任者
事業に進捗状況に応じて都が意見をあつめて進めていく。

都市計画道路 調布・保谷線について、道路をつくる際の細かい作りこみ意見を聞いてすすめている。

・周知が不十分である。今現在想像つかない影響。市民の声を聞く気はないのか？

→市の窓口で相談こられる人がいれば、きめ細かく説明する。必要に応じて東京都にも意見を伝える。

■請願の取り扱いについて

- ・願意をうけるには熟していない。継続審議
- ・紹介議員は再度出席

■次回 12月9日（金） 9:00 ～

以上